

※学校において予防すべき感染症および出席停止の期間(学校保健安全法施行規則)

一 項	対 象 疾 病	出 席 停 止 の 期 間 基 準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	
	第二種	
百日咳		特有の咳が消える、または五日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹		解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		腫れが出た後五日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹(はしか)		発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱		主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核		
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他	感染性胃腸炎(ノロウイルス等) 溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症 など	その他の感染症として、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために必要に応じて学校長が学校医(園医)の意見を聞き、第3種の感染症として出席停止にすることがあります。 ※罹患したということだけで、出席停止になるものではありません。

二 項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------